

税理士情報ネットワーク

TAINNS

Tax Accountant Information Network System



TAINNSの具体的な利用

「麻酔科医師が各病院から得た収入は、事業所得か給与所得か？」

谷 信洋 (麻布)

はじめに

業務の遂行ないし労務の提供から生ずる所得が所得税法上の事業所得(所得税法27条1項、同法施行令63条12号)と給与所得(同法28条1項)のいずれに該当するかを判断する場合は多い。今回は、麻酔科の医師が各病院から得た収入は、事業所得か給与所得かを、TAINNSの具体的な利用方法として紹介する。

実務的な問題としては、業務の遂行ないし労務の提供から生ずる所得を、事業所得としてとらえたい場合と給与所得としてとらえたい場合がある。

1、判決(平成24年9月21日東京地裁) Z888-11723

今回の判決は、TAINNSの税法データベースでは、所得税、判決、法令コードZ888-11723で検索することができる。この事案は、麻酔科の医師がAからHの各病院において麻酔医療を行い、その施術報酬を事業所得として確定申告したところ、その報酬は給与所得であると東京地裁の定塚誠裁判長は判断している。原告である麻酔科は、平成17年分の所得税の確定申告を青色申告、18年及び19年分を青色申告としており、給与所得控除額よりも事業所得の必要経費の方が大きく、所得金額が少

なくなる所得区分を想定していたのではないかと考えられる。

申告等	確定申告	更正
所得区分	事業所得	給与所得
平成17年	14万円	231万円
平成18年	425万円	926万円
平成19年	919万円	1,491万円

なお、争点は、次の4つであり、判決文の被告の主張の記載から、税理士の関与もあることが分かる。

(1) 原告が各病院から得た収入は事業所得か給与所得か
(2) 本件各更正処分等が憲法14条、29条に違反するか
(3) 本件各更正処分等の調査手続及び理由附記に違法があるか
(4) 原告が得た不動産所得について、原告妻に對する給与額を青色事業所得者給与として不動産所得の必要経費に算入しなかつた違法があるか

実務的には、参考になる判決であるから、是非自分で検索して内容を確認していただきたい。

2、裁判所の判断

上記1.の判決では、事業所得の解釈を最高裁判所

昭和56年4月24日第2小法廷判決(TAINNSの検索所得税、判決、法令コードZ117-4788)においている。判決要旨は、次の通りである。

「事業所得とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反覆継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得をい、これに對し、給与所得とは雇傭契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受け給付をいう。なお、給与所得については、とりわけ、給与支給者との関係において何らかの空間的、時間的拘束を受け、継続的ないし継続的に労務又は役務の提供があり、その対価として支給されるものであるかどうかを重視されなければならない。」

3、自己の計算と危険

事業所得か給与所得かの判断にあたっては、「自己の計算と危険」というキーワードが一つのポイントになる。TAINNSでは、「自己の計算と危険」を一般検索で検索すると所得税1件、消費税1件だけであるが、フリーワード検索では133件、全文検索のタイトルでは1件、全文検索の1次では32件、全文検索の2次では126件である(平成25年1月17日現在)。

このように、検索方法の違いによる抽出データの違いが分かるTAINNSは更に便利に使えるのである。

4、給与所得と事業所得の区分

TAINNSの素晴らしいところは、判決、裁決だけではない。全文検索を選択し、税区分全選択、検索範囲全選択、検索対象データ一次(概要)、検索キーワード「給与所得と事業所得の区分」と入力して検索していただきたい。

コード「H150700128」ホウジソクホウ」法人課税課速報(源泉所得税関係)「給与所得と事業所得との区分 給与とそれと」も外注費?」東京国税局平成15年7月 第28号「情報公開法第9条第1項による開示情報」が検索される。この法人課税課速報は、判定項目を表形式で記載するなど、とても分かり易くまとめられている。この表を1.の判決に当てはめてみると、実務に役立つ判断ができる。

5、税務雑誌目次検索

それでは上記1.の判決を雑誌目次で検索してみると、データの投入が遅れているので残念ながら1件も

収録されていない。税務雑誌目次検索の収録状況は、一般社団日税連税法データベース(以下、社団という)のホームページに掲載されている。なお、T&A masterのNo.477号には、この判決の評釈が掲載されているので、近いうちに収録される予定である。

6、TAINNSの研修

社団では、TAINNSの検索方法や内容紹介を兼ねた研修会・セミナーを用意している。東京税理士会の各支部の研修会でも、原則として対象30名以上、研修時間2時間程度以上でTAINNSの紹介・利用方法等のセミナーであれば、会場費や講師の旅費、レジュメの印刷費等が補助されるので、セミナーを企画される支部等は、社団の従たる事務所である東京事務所(東京税理士会事務局・業務研修課)宛にお問い合わせいただきたい。

収録内容に関するお問合せはデータベース編集室 03-5496-1416

収録済一覧表 平成24~25年

各誌リンク	9月	10月	11月	12月
税理				
税経通信				
税務弘報				
税務事例				
税研				
税務通信				
国税速報				
税務事例研究				
T&A master				
速報税理				

http://www.zeirishi.gr.jp/zassi_mokuji.html

資金繰りでご相談があるんですが...

売上は順調に伸びている。もっと利益を出すためには、どうすればよいでしょう。

経営戦略を助けてくれる、いい業務パッケージはありませんか。

新規出店を計画している。大丈夫でしょうか。

来期の見通しが立たない。打開策はあるでしょうか。

経営のなにかにつけて、顧問先が頼りにするのは会計事務所です。

提案型会計事務所へ、MJSがバックアップ!

会計事務所向けERPシステム

NX-PRO ACELINK

詳しくは今すぐ ACELINK NX-Pro 検索

経営提案できる会計事務所へ。MJSは強力プロフェッショナルツールACELINK NX-Proと顧問先業務システムとの連携で全面支援。

顧問先の自計化を効果的に推進するとともに、PDCAサイクル(経営分析-決算予測-資金繰計画-利益計画)に沿った経営マネジメントが可能に。顧問先視点からの、真に実効性ある経営戦略提案を実現します。

事業所・企業規模に合わせたラインアップ、MJSの顧問先向け業務パッケージ

記録くん10、iCompass、MISLINK II

小規模事業者 従業員5人以下 出納帳 (顧問先EXCEL入力) [Excel出納帳]を会計事務所で作成し顧問先で入力

法人会計

売上高5億円以上 ACELINK NX-CE

(顧問先へ導入いただくことで、ACELINK NX-Proの実力を最大限に活かします)

株式会社ミロク情報サービス

東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 48階 〒163-0648 TEL.03-5326-0381 FAX.03-3343-5789